

コンプライアンス行動指針

私たち JRA の役職員は以下の事項を守ります。

1 法令・諸規程、社会規範の遵守

- ① 自らの業務に関係する法令、JRA の諸規程を把握するとともに、その内容を十分に理解し、それらに反する行為は決して行いません。
- ② 自らの業務に関係する法令、JRA の諸規程で定められている申請、届出、報告等の手続きは確実に行います。
- ③ 法令、JRA の諸規程の解釈、適用に疑義を生じた場合には、必ず法務部法務室その他関係部署に確認をとります。
- ④ 業務の執行に際しては、それが法令、JRA の諸規程のみならず、社会規範や企業倫理に反するものでないかを常に確認のうえ、これを行います。

2 適正な業務執行の実現

- ① 業務の執行に当たっては「業務執行に際しての心得」を遵守し、常に適正な手続きにより、これを行います。
- ② 自らの職務上の権限を十分に理解し、権限を逸脱する行為は決して行いません。
- ③ 業務執行に際して、過誤、事故等の事実を発見した場合には、これを隠ぺいすることなく、速やかに上司その他関係者に報告し、適切に処理します。

3 職務に係る倫理の保持

- ① 職員は「日本中央競馬会職員就業規則」（以下「就業規則」といいます。）の内容を十分に理解し、そこで定められているサービスに関する義務を誠実に果たします。また役員は、就業規則のサービスに関する規定の趣旨を十分わきまえて行動します。
- ② 「日本中央競馬会倫理規程」の内容を十分に理解のうえ行動します。特に自らの「利害関係者」に当たる者を明確に認識し、そうした者との間で禁止されている行為は決して行いません。
- ③ 業務の執行に関して、第三者からの不信、疑念を招くような行為は一切行いません。

4 人権の尊重と良好な職場環境作り

- ① 職場においては、性別、年齢、信条、身体的状況などを理由とする不当な差別や嫌がらせは一切行いません。
- ② 職員は「ハラスメントの防止及び排除に関する基本方針」（以下「方針」といいます。）の内容を十分に理解し、ハラスメントに該当する行為は決して行いません。また役員は、方針の内容を十分わきまえて行動します。
- ③ 職場における立場、役職に関係なく、お互いの人格を尊重したうえで業務を執行し、良好な職場環境を維持します。
- ④ 社会常識をわきまえ、職場の秩序や風紀を乱すような行為は一切行いません。

5 私生活における自律

- ① 私生活においても、社会人としてのマナーと常識を守り、節度と良識ある行動をとるよう努めます。